

鉱業法施行規則第 27 条(様式第 20 (その 3)、
(その 4))に基づく施業案の記載の手引き
(石炭及び亜炭鉱山)

近畿経済産業局

1. 一般的留意事項

- (1) 本記載の手引きの取扱いについては、十分注意すること。
- (2) 石炭及び亜炭鉱山に係る施業案については、原則として本記載の手引きによるが、各経済産業局管内の地域的特殊性を考慮して、さらに規制措置を講ずることはさしつかえない。
- (3) 地表物件に係る認可基準（ただし、一定深度内の河川下の採掘及び浅部採掘は除く。）については、当該物件の重要度及び耐鉱害性を考慮の上、各経済産業局において適正な基準を定めること。
- (4) 本記載の手引きについては、鉱業（租鉱）権者に周知徹底させること。

2. 施業案の更新

- (1) 施業案の認可区域は、原則として10年以内とするが、実情に応じて弾力的に運用を図ること。
- (2) 数次にわたる追加の結果、施業案が著しく複雑となっている場合には、その総合を推奨して認可状況を明確にすること。

施業案の記載の手引き

事項		記載項目	関係条文	説明事項
番号	項目			
	施業案の分類		法第 63 条 法第 87 条 規則第 32 条 規則第 33 条	1. 施 業 案・・・一鉱区を対象として新規に作成する場合 2. 合併施業案・・・二以上の鉱区を対象として施業案を合併して作成する場合（新規に施業案を作成する場合、既認可の施業案を合併して作成する場合及び既認可の施業案に新たに鉱区を付加して作成する場合を含む。） 3. 変更施業案・・・既認可の施業案を変更する場合（既認可の分を変更し、かつ追加する場合を含む。） 変更（追加）施業案・・・既認可の分を変更せず追加のみを行う場合 4. 合併、変更施業案・・・既認可の分を変更して、かつ合併する場合（既認可の分を変更し、かつ追加の上合併する場合を含む。）
	住所	鉱業事務所所在地、鉱業事務所 が設置されていない場合には 採掘（又は租鉱）権者の住所	法第 68 条	
	採掘（又は租鉱） 権者、氏名又は 名称㊦	採掘（又は租鉱）権者の氏名又 は名称及び押印	規則第 31 条 規則第 33 条	○鉱業（又は租鉱）原簿に登録されている氏名又は名称を記載すること。 ○鉱業権者が法人の場合にあつては、法人名及び代表者を記載すること。 ○鉱業代理人が選任されている場合は、鉱業（又は租鉱）権者名を肩書（押印不要）とし、鉱業代理人の住所・氏名を併記し押印すること。

事項		記載項目	関係条文	説明事項
番号	項目			
1.	鉱区（又は租鉱区） の所在地及び面積			○共同鉱業権の場合は必要に応じて共同鉱業権者の施業案 認可申請に対する同意書を添付すること。 鉱業（又は租鉱）原簿に記載されている鉱区（又は租鉱区） の所在地及び面積を記載すること。
2.				
2.	採掘（又は租鉱）権 の登録番号			租鉱権の場合にあっては次の事項を併記すること。 ① 租鉱権の設定年月日 租鉱権の期限 原鉱業権者の登録番号 原鉱業権者名及び炭鉱名 ② 設定炭層名
3.				
3.	鉱山及び石炭坑又は 亜炭坑の名称			鉱山名及び石炭（亜炭）坑名にはふりがなを付すこと。 同一経済産業局内での同一名称は避けること。
4.				
5.	目的とする鉱物の 名称			
5.				
5.	探鉱又は採炭に関 する事項			
5. (1)				
5. (1)	地質の状態	申請区域内及びその周辺の地 層、炭層の分布状況並びに地質 構造（断層、しゅう曲、走向、 傾斜、基盤等の状態） 火成岩の影響状況 含水層の有無 第4紀層の被覆の状態 その他地質状況の特殊性等		試すい計画がある場合は試すい位置、目的、予定深度を記 載すること。

事項		記載項目	関係条文	説明事項
番号	項目			
5. (2)	主要な炭層の位置 走行、傾斜及び厚さ	申請炭層の名称、位置、走行、 傾斜、山たけ、炭たけ並びに採 掘する石炭の発熱量、灰分及び 硫黄含有量		必要に応じて、上下盤の状態、炭種、膨縮の度合、はさみの厚さ、はさみの岩種、岩質等、炭層の性状について記載すること。また申請炭層以外の賦存炭層の概要についても記載すること。
5. (3)	埋蔵炭量及び可採炭量	○申請区域内における申請炭層について石炭坑別、炭層別、採掘制限区域別の理論可採埋蔵炭量、安全率、実収率及び実収炭量 ○地山採掘、二次採掘の別（二次採掘の場合は残炭率）		
5. (4)	採炭の方法	○坑口の位置① 名称、標高② ○主要坑道の種類、名称、用途、方位、延長、深度、傾斜、加背、岩石、沿層の別 ○片盤の位置、名称、間隔、延長、加背及び岩石、沿層の別 ○採炭の方法 採炭方式③ 炭切方式④ 採掘率⑤ 採掘跡の処理方法⑥ ○坑内主要個所の深度（海水準）		
				① 坑口の位置は測量法（昭和 24 年法律第 188 号）に基づく平面直角座標系（平成 14 年 1 月国土交通省告示 9 号で定めるものをいう。）による座標値で明示すること。座標値により明示することが困難な場合には三角点、基点又は測点からの方位及び水平距離によって明示すること。 ② 標高は海水準よりの高さを明示すること。 ③ 長壁、短壁、残柱、柱房等の方式別に区別し、さらに後退式、前進式、片盤向、昇向等切羽の進行別に区別し記載すること。累層採掘の場合は採掘順序を記載すること。またスライシング払の場合は採炭順序及び上下段の払間隔等を記載すること。 露天採掘の場合は、剥土要領、法面傾斜、ベンチの高さ、ベンチ幅、最終残壁の高さ、傾斜等を記載すること。

事項		記載項目	関係条文	説明事項
番号	項目			
5. (5)	1年間における予定出炭量	○支保の種類		④ 手掘、発破、ピック、機械掘等の区別を記載すること。 必要に応じて使用採炭機械及び掘進機械の種類を記載すること。
6.	運搬に関する事項	全鉱及び申請石炭坑別の正常出炭時における出炭量（年間） 坑内運搬に関する事項① ○主要運搬の方法 （運搬機械の種類、能力） ○その他の運搬の方法 （運搬機械の種類と能力） ○炭車の種類、形式、容量		⑤ 採掘率については、必要に応じて区域ごとの採掘率（実収率）を明記すること。また地山採掘、二次採掘の場合は残炭の状況も記載すること。 ⑥ 充てん方法（機械充てん、人力充てん）及び充てん状態（全充てん、部分充てん、無充てん等）について記載し、必要に応じて充てん機械の種類、充てん材料を記載すること。 露天採掘の場合は、採掘終了時における埋戻し計画について記載すること。また、露天採掘場の用地が採掘（又は租鉱）権者の所有に属しない場合は、当該用地に係る土地使用权（地上権又は賃借権）に関する契約書等の写しを添付すること。 申請区域のみでは正常出炭に到達しない場合はその旨付記すること。 ① 切羽、片盤、主要坑道等の別に記載すること。 （坑内ポケット、チップラー等の施設を設ける場合は必要に応じてその設置箇所、能力、容量等を記載すること。）

事項		記載項目	関係条文	説明事項
番号	項目			
7.	選炭に関する事項	坑外運搬に関する事項② ○主要運搬の方法 （運搬機械の種類と能力） 選炭場の位置① 選炭の方法② 選炭施設の種類、能力、台数 選炭系統 原炭、精炭の平均品位（発熱量、灰分） 選炭歩留 原炭槽、精炭槽の種類及び容量		② 坑口→選炭場→貯炭場→積込駅（港）等運搬経路に従って記載すること。 （ボタ運搬についても記載すること） ① 主要運搬坑口との関係、地形等位置の概要について記載すること。 ② 手選、水選等の別に記し、水選の場合はさらに予選、主選、再選、微粉回収等の別にそれぞれの方法を記載すること。
8.	操業上の危害予防に関する事項			
8. (1)	通気、排水、照明及び発破に関する事項	(1) 通気に関する事項 通気の方法① 主要通気の系統② ○自然通気の場合は入排気坑口の高低差 ○機械通気の場合は主要扇風機の設置箇所、種類、能力、出力、台数等 ○ガス誘導の方法③ (2) 排水に関する事項 排水の方法① 主要排水の系統②		① 自然通気、機械通気の別及び中央式、対偶式の別を明記すること。 ② 入排気坑口の名称、坑内通気経路の概要を記載すること。 ③ 主要ガス誘導施設の概要を記載すること。 ① 自然排水、機械排水の別を記載すること。 排水不要の場合はその理由を明記すること。 他の炭鉱との共同排水を行う場合には排水方法、排水

事項		記載項目	関係条文	説明事項
番号	項目			
8. (2)	作業の安全その他人に対する危害の予防に関する事項	○主要排水施設の設置箇所 種類、能力、出力、台数等 湧水の状況③ (3) 照明に関する事項 照明設備の種類形式等 (4) 発破に関する事項 火薬、雷管、導火線、発破器の種類 発破の方法、警戒の方法等 (1) 主要人道及び人の運搬の方法と系路 (2) 古洞水に対する危害予防の方法 ○古洞の状態① 古洞の位置、範囲、採掘の時期、採掘した鉱業（租鉱）権者名、溜水の有無、水位、溜水量、確認度等 ○対策② 先進ボーリング、水抜き、防水保安炭壁の残置等、古洞水に対する出水防止対策		系統及び管理責任の所在を明記すること。 ② 排水坑口の名称、主要排水経路の概要を記載すること。 ③ 主なる湧水の箇所及び常時湧水量、最大湧水量を記載すること。 非常退避路について記載すること。 ① 申請区域の操業に係のある古洞（隣接鉱区を含む）について記載すること。 古洞の範囲には坑道を含ませて記載すること。 ②-1 先進ボーリングを行う区域及び先進ボーリングの方法 ②-2 水抜きを行う場合には、抜水の井位置、方法等 ③-3 防水保安炭壁の設置位置、幅

事項		記載項目	関係条文	説明事項
番号	項目			
		○対策を要しないときはその理由 (3) 基盤水及び含水層に対する危害予防の方法 ○基盤及び含水層の状態① 位置、岩種、岩質、含水の有無、含水量等 ○対策② 水抜き、防水えん堤の設置、先進ボーリング等基盤水、含水層に対する対策 ○対策を必要としないときはその理由 (4) 出水又はガス突出のおそれの多い断層に対する危害予防の方法 ○断層の状態① 位置、名称、方向、傾斜、落差、種類等 ○対策② セメント注入、防水えん堤設置、先進ボーリング等出水又はガス突出に対する防止対策		① 申請区域及びその近傍における基盤及び含水層の状態について記載すること。 ② (イ) 水抜きを行う場合は抜水の位置、方法等 (ロ) 防水えん堤の設置位置、構造、大きさ (ハ) 先進ボーリングを行う区域及び先進ボーリングの方法 ① 申請区域及びその近傍における断層の状態について記載すること。 ② (イ) セメント注入の方法 (ロ) 防水えん堤の設置箇所、構造、大きさ (ハ) 先進ボーリングを行う区域及び先進ボーリングの方法

事項		記載項目	関係条文	説明事項
番号	項目			
		○対策を要しないときはその理由 (5) 溜地、湖沼底、河底又は海底下の採掘に対する危害予防の方法 ○状態① 種類、位置、名称、用途、水量等、採掘深度、採掘区域の地質状態、断層の有無等 ○対策② 採掘方法、充てん方法、先進ボーリング、セメント注入、防水保安炭壁、防水えん堤等出水防止対策 ○対策を要しないときはその理由 (6) 自然発火防止の方法 ○対策 炭層の特性① 採掘の方法②、充てんの方法③、密閉の方法④等の自然発火防止対策		① 当該物件及び物件下の採掘区域の状態について記載すること。 特別掘採区域に該当する場合はその範囲を併記すること。 ②-1 長壁、短壁、残柱、柱房式等の採炭方法及び前進式、後退式、昇向、卸向等の別、採掘率 ②-2 充てん方法（機械充てん、人力充てん）充てんの状態（全充てん、部分充てん、無充てん）及び充てん率 ②-3 先進ボーリングの方法 ②-4 セメント注入の方法 ②-5 防水保安炭壁の位置、幅 ②-6 防水えん堤の位置、構造、大きさ ① 必要に応じて消火設備について記載すること。 ② 長壁、短壁、残柱、柱房式等の採炭方法及び前進式、後退式、昇向、卸向等切羽の進行方向の別、採掘率について記載すること。 ③ 充てん方法（機械充てん、人力充てん）充てんの状態（全充てん、部分充てん、無充てん）及び充てん率について記載すること。

		記載項目	関係条文	説明事項
	項目			
8. (3)	坑外又は坑内の施設の保全に関する事項	○対策をしないときはその理由 (7) ガス突出防止の方法 ○対策 炭層の特性① 掘進の方法②、採掘の方法③、先進ボーリング、ガス抜きの方法、誘導発破の方法等のガス突出防止対策 ○対策を要しないときはその理由 坑内外主要施設の保全の方法、主要坑道、主要採炭、通気、運搬、排水施設、坑外運搬施設、選炭施設等の保全方法		④ 密閉の位置、種類、構造 ① 必要に応じて過去の状態を記載すること。 ② 盤下方式、盤上方式 ③ 長壁、短壁、残柱、柱房式等の採炭方法及び前進式、後退式、昇向、卸向等切羽の進行方向の別、採掘率について記載すること。
8. (4)	鉱害の防止のための施設に関する事項			
8. (4) (イ)	貯炭場及び捨石たい積場の位置及び構造	○貯炭場の位置、構造① ○捨石たい積場の位置②、構造、容量③、たい積方法、たい積場付近に存在する物件④の種類及びその物件に対する鉱害防止の方法		① 必要に応じて貯炭の方法、最大貯炭容量を記載すること ②-1 必要に応じて捨石たい積場及びその周辺の地盤、地質、地表の状態、排水の状態を記載すること。 ②-2 海面及び河川敷地等に捨石する場合は所轄管理庁の許可書の写しを添付すること。

事項		記載項目	関係条文	説明事項
番号	項目			
8. (4) (ロ)	坑水、廃水水脈等の 処理施設に関する 事項	○捨石たい積場の崩壊及び流出防止の方法 ○その他⑤ (1) 坑水、廃水及び沈でん物に関する事項① 水質（汚染状態）、水量、処理方法②、処理施設の設置箇所、名称、種類、構造、能力（又は容量）及び台数 (2) 含水脈に関する事項 位置、地表よりの深度、岩石の性状、周辺の地質状態、脱水方法、脱水の影響		②-3 捨石たい積場の用地が借地の場合は地上権者との契約書等の写しを添付すること。 ③ 予定たい積高さ、平面積、形状、容量を記載すること。 ④ 原則としてボタ山法尻から 30m 以内の範囲又は頂端から俯角 23° 以内の範囲の何れか広い方とする。 なお、当該範囲が法尻から 200m を超えるときは 200m の範囲とする。 ⑤ 捨石たい積場に捨石（ぼた）以外の廃棄物を投棄する場合には、その種類、量、及び投棄方法を記載すること。 ①-1 必要に応じて系統図等を用いて具体的に記載すること。 ①-2 坑水、廃水又は沈でん物を共同で処理する場合は関係者、管理責任者等について記載すること。 ② 廃水を坑内流送する場合はその方法及び流送箇所と採掘箇所との関係について記載すること。

事項		記載項目	関係条文	説明事項
番号	項目			
8. (4) (ハ)	その他	(1) 鉱業法第 64 条の規定により、管理庁又は管理人の承諾を得なければならない施設及び建物（社会的に重要な公共施設等の地下 50m を超える場所であって、かつその採掘が該当施設に影響を与えるときはその施設等を含む）の保全の方法並びに危害の防止のための対策① ○地上物件の状態 位置、名称、種類、構造、用途等 ○採掘制限を行う場合は採掘方法、採掘率、充てん方法、充てん率及びその根拠② ○地上物件に対する影響の度合 ○沈下の安定以前に中間的復旧を要する物件に対する復旧の予定時期及び方法、測定の結果にもとづいてとる措置		①-1 鉱業法第 64 条の規定により、管理庁又は管理人の承諾を得なければならない施設及び建物の当該管理庁又は管理人の承諾書の写しを添付すること。ただし、社会的に重要な公共施設等の地下 50m を超える場所において採掘する場合は、当該施設等の管理庁又は管理人の同意内容（契約書、覚書、承諾書等）の写しを添付すること。 ①-2 鉱業（又は租鉱）権者と地上物件管理者との間に保全の方法、鉱害防止、復旧等に関する特別の契約がある場合には、その写しを添付すること。 ①-3 浅部採掘制限区域を通過する坑道については、コンクリート巻、煉瓦巻、アーチ枠等通過坑道の支保の種類について記載すること。 ② 必要に応じて土地移動の予定計算を行う。

事項		記載項目	関係条文	説明事項
番号	項目			
		○採掘制限を要しないときはその理由 (2) 地すべり指定区域の採掘に関する事項 ○指定区域の範囲、地表の状態、地上物件の状態①、地質状態、地すべりの防止方法等 ○採掘制限を行う場合は採掘方法、採掘率、充てん方法、充てん率及びその根拠 (3) 鉱害防止のための測量に関する事項① 測量を必要とする区域又は物件、測量方法、測量の時期等 (4) ばい煙及び粉じん処理に関する事項 ○ばい煙発生施設の種類の処理施設及び処理方法 ○粉じん処理施設、処理方法 (5) 騒音防止に関する事項① 騒音防止施設		① 位置、名称、種類、構造、用途 ① 必要に応じて測量結果の報告時期、方法について記載すること。 ① 騒音防止施設と騒音発生施設との関係について記載すること。

事項		記載項目	関係条文	説明事項
番号	項目			
9.	重複鉱区又は隣接鉱区の鉱業権者との操業の調整に関する事項（鉱業権者が同一である場合を含む。）	(6) 事業又は施設の休廃止時の措置① ○坑口又は坑道の閉そく位置及び構造 ○捨石たい積場の崩壊及び地すべり防止の方法 ○その他（坑内水の処理方法等） (7) その他鉱害防止に関する事項 (1) 重複鉱区に関する事項① ○重複する鉱業（租鉱）権の登録番号、鉱業（租鉱）権者名、鉱種名及び炭層名 ○操業調整を必要とする理由 ○操業調整の方法 ○操業調整を必要としない場合はその理由 (2) 隣接鉱区に関する事項① ○隣接する鉱業（租鉱）権の登録番号、鉱業（租鉱）権者名、鉱種名及び炭層名	法第 65 条 法第 66 条	① 申請施業案について変更施業案又は変更（追加）施業案の申請が予想される場合は、その変更施業案又は変更（追加）施業案に記載することができる。 ①-1 租鉱権の場合にあつては、申請施業案の内容についての原権者の同意書を添付すること。 ①-2 必要のある場合には、重複関係を図面等により明示すること ①-3 必要ある場合には重複関係となった時期、重複鉱業（租鉱）権者の稼行状況の概要を記載するものとし、両者間に特別の契約関係のある場合には、その契約書等の写しを添付すること。 ①-4 一般操業の調整のほか、通気、排水、出水防止対策等保安の確保について記載すること。 ①-1 隣接鉱業（租鉱）権者が多数にわたる場合には図面等により明示すること。 ①-2 必要ある場合には隣接鉱業（租鉱）権者の稼行状況の概要を記載すること。

事項		記載項目	関係条文	説明事項
番号	項目			
		○操業調整を必要とする理由 ○操業調整の方法 ○操業調整を必要としない場合はその理由 (3) 坑道通過に関する事項① ○坑道通過を必要とする理由 ○通過する区域における鉱業（租鉱）権の設定状況 ○通過する坑口及び坑道の種類、名称、用途、延長、岩石、沿層の別 ○他人鉱区（租鉱区）を通過する場合には通過区域の鉱業（又は租鉱）権者の操業上に与える影響及びその防止の方法 (4) その他		①-3 両者間に特別の契約関係がある場合にはその契約書等の写しを添付すること。 ①-4 一般操業調整のほか、通気、排水、出水防止対策等保安の確保について記載すること。 ①-1 通過する区域の鉱業（租鉱）権の設定状況については、他人鉱区（租鉱区）、鉱区間隔地、鉱業権無設定区域の別及び他人鉱区の場合にあっては採掘権、試掘権の別登録番号、鉱業権（租鉱権）者名を記載すること。 ①-2 通過する坑口及び坑道については、位置、延長、岩石、沿層の別を図示すること。 ①-3 通過する坑口及び坑道が他人鉱区に設定されている租鉱区の場合にあっては、租鉱権者及び租鉱権の原鉱業権者の坑道通過に関する承諾書の写しを添付すること。 ①-4 他人の鉱区（租鉱区）を通過する場合にあっては、通過区域の鉱業（又は租鉱）権者名及び坑道通過に関する承諾書の写しを添付する。

説明図

図面の種類	記載内容	記載又は作成要領
鉱区（又は租鉱区）図	登録許可原図の写しとすること。	○二以上の鉱区を合併施業する場合には、鉱区連絡図を作成すること。
鉱区（又は租鉱区）位置図	5 万分の 1 地形図に、鉱区、運搬系路、交通系路を記入すること。	
地質図（地質断面図を含む）	鉱区（又は租鉱区）線、鉱区（又は租鉱区）番号、鉱業（又は租鉱）権者名 地形等高線、海岸線、河川、道路、鉄道、村落、地層又は炭層の走向、傾斜、層位、基盤の位置、主要なる断層の走向、傾斜、落差、名称 背斜軸、向斜軸、その他構造線、名称 主要炭層露頭線（確認露頭の位置を明記） 坑口（廃坑を含む）の位置、名称 既往試すい位置、名称（番号）	○申請区域だけに限らず、その周辺の相当広い区域まで記載すること。 ○鉱区（又は租鉱区）線、鉱区（又は租鉱区）番号、鉱業（又は租鉱）権者名は、隣接又は重複鉱区関係についても記入すること。 ○断面図は地層別に地質図と同様の着色をすること。
地質柱状図	層序と地層の名称、岩種、岩質 炭層の名称及びその間隔 地層の厚さ及びその累計深度	○申請区域の標準地質柱状図とし、申請区域のものが無い場合には、その付近における標準地質柱状図とすること。 ○地層別に地質図と同様に着色すること。
炭層柱状図	地層（きょう炭層）名及び炭層名 山たけ、炭たけ、はさみの厚さ、稼行山たけ、層間距離、累計深度 上下盤及びはさみの状態、岩種、岩質	○申請区域内に賦存する炭層の標準状態を図示し、うち申請炭層を明示すること。 ○申請区域内の炭層状態が著しく異なる区域がある場合には、異なる区域ごとに標準炭層柱状図を作成すること。

図面の種類	記載内容	記載又は作成要領
試すい柱状図 炭量計算図 採掘計画図（縦断面図及び横断面図を含む）	試すい名（番号）、試すい箇所、試すい方法、工事期間、層序と地層、炭層の名称、厚さ及び累計深度 岩種、岩質 炭層状況、断層状況、湧水状況 鉱区（又は租鉱区）線、鉱区（又は租鉱区）番号、確定炭量区域、不可掘及び採掘制限（対象物件の位置、名称、標高） 露頭線、断層線、向斜軸、背斜軸、旧採掘跡、区域別の炭量計算表 （区域符号、炭たけ、比重、平面積、傾斜、斜面積、理論可採埋蔵炭量、安全率、実収率、残炭率、実収炭量） 鉱区（又は租鉱区）線、鉱区（又は租鉱区）番号、石炭坑の範囲（当該石炭坑の予定稼行範囲） 坑口の位置、名称、標高（海水準） 測量法（昭和 24 年法律第 188 号）に基づく平面直角座標系（平成 14 年 1 月国土交通省告示第 9 号で定めるものをいう）による座標値（座標値により明示することが困難な場合には三角点、基点又は測点からの方位及び水平距離） 坑道の位置、名称、岩石、沿層の別	○ボーリング資料により作成する場合には、ボーリング名を明示すること。 ○縮尺は原則として 1/50～1/100 とすること。 ○申請区域だけについて作成すること。 ○石炭坑別、炭層別に作成すること。 ○区域別炭量計算表は別表として添付すること。 ○平面積の計算基礎を明記すること。 ○原則として炭層ごとに作成すること。 ○数炭層まとめて図示する場合には、色別により各炭層を明示すること。 ○石炭坑の範囲は、使用又は掘採する坑道及び採炭作業場を包括する範囲とし、炭層ごとに明示すること。 （なお、石炭坑の予定稼行範囲を記入するときは、石炭坑の範囲を色別により明瞭に区分すること） ○採掘跡、断層、しゅう曲等は申請区域だけではなく周辺部の相当広い区域にわたって明示すること。

図面の種類	記載内容	記載又は作成要領
坑外図	坑内主要箇所の深度（海水準）、炭層の名称、走向、傾斜断層及び向背斜軸の位置、名称、走向、傾斜、落差等、基盤の位置 不可掘及び採掘制限区域 （採掘率、制限角、制限角線、対象物件の位置、名称、標高） 保安炭壁（隣接鉱区に対する調整炭壁、防水炭壁等を含む） 採掘跡（採掘の範囲、時期、採掘権者名、溜水の有無、溜水している場合はその水位、旧坑口、旧坑道） 先進ボーリング実施箇所又は実施区域 坑内外の主要設備の位置、能力、容量 （巻上機、扇風機、ポンプ、バック、コンプレッサー、防水ダム、火薬取扱所等） 等高線とその標高 鉱区（又は租鉱区）線、坑口の位置、名称、鉄道、軌道、道路、上下水道、運河、港湾、河川、湖沼、溜池、えん提、橋、ダム、かんがい排水施設、公園、墓地、学校、病院、鉄塔、家屋等社会的重要施設の位置、名称 田畑、山林、原野等地表の状態 坑外施設（選炭場、運炭場、貯炭場、捨石集積場（ボタ山）、自家工場、事務所、社宅、火薬庫、火薬類取扱所、巻上室、コンプレッサー室等） 坑水、廃水処理施設の位置 ばい煙、粉じん発生施設及び処理施設の位置	○主要坑道中、既設坑道は実線、計画坑道は点線で図示すること。 ○主要坑道の方角、傾斜、加背が著しく変化する地点、岩石、沿層の境界線、坑道の分岐点、最初の片盤と最終片盤の設置点により区分される坑道のそれぞれの部分の距離を記入すること。 ○原則として坑外図と縮尺を同一にし、坑内外が対照できるよう作成すること。 ○原則として採掘計画図と縮尺を同一にし、坑内外が対照出来るように作成すること。 ○各種物件は、自己所有と他人所有とを区別すること。 ○鉱業法第 64 条該当物件は、特にその他物件と区分できるように色別し、番号を付すること。 ○不可掘、採掘制限対照物件は関連炭層の賦存深度を明示すること。 ○必要に応じて、河川、溜池等の断面図を添付すること。 ○必要に応じて、坑内外対照図を作成すること。

図面の種類	記載内容	記載又は作成要領
捨石集積場（ボタ山）建設計画図	等高線とその標高、集積予定地付近の地盤、地質状況、ボタ搬出坑口の位置、名称 ボタ山周辺に存在する物件の位置、名称 集積予定地、ボタ山の位置、形状、排水施設 防護施設の位置、形状	○必要に応じて断面図を作成すること。 ○ボタ山法尻から 30m 以内、又は頂端から俯角 23° の範囲のいずれか広い方の範囲内に存在する物件について記入すること。
露天採掘跡の埋戻計画図		必要に応じて断面図を作成すること。
運搬系統計図	坑口及び坑道の位置、名称 主要運搬設備の設置箇所、種類、名称、能力、台数 切羽から坑外積込場までの運搬系統 運搬距離	採掘計画図に明示出来る場合は、別に作成する必要はない。
通気系統図	坑口及び坑道の位置、名称 主要通気設備の設置箇所、種類、名称、能力、台数 風橋、盲立坑、通気戸、密閉等通気施設の設置箇所、入排気の方法	採掘計画図に明示出来る場合は、別に作成する必要はない。
排水系統図	坑口及び坑道の位置、名称 主要排水設備の設置箇所、種類、名称、能力、台数、バックの位置、容量 坑水処理施設の設置箇所、種類、名称、能力、箇數 排水系統、坑水処理系統	
選炭系統図	選炭設備の種類、名称、形式、能力、容量、台数、廃水処理施設の種類、名称、能力、箇數 沈でん物処理施設の種類、名称、能力（容量）、箇數 選炭系統、廃水処理系統	
採炭規格図		採掘制限区域とそれ以外の区域に区分し、作成すること。

図面の種類	記載内容	記載又は作成要領
充てん規格図 坑道規格図 先進ボーリング規格図 ガス抜系統図及び同規格図		採掘制限区域とそれ以外の区域に区分し、作成すること。 主要坑道、片盤、沿層、岩石別等に作成すること。 水抜きボーリングの場合は、別にその規格図を作成すること。

注 1. 説明図には施業案申請年月日、申請者氏名を記入し押印すること。

2. 図面の記載内容が簡単な場合には、図面の種類を適当に組み合わせて作成して差し支えない。

3. 鉱区図、鉱区位置図及び地質図については、新規の施業案を申請する場合、又は経済産業局において必要と認める場合以外の場合には、提出しないことができる。

